

人権擁護委員による

「困りごと相談所」開設のお知らせ

近隣とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ・体罰に関する問題、離婚、扶養、相続、遺言、借地借家等の人権に関する相談に応じます。

相談は無料で、難しい手続きもなく、秘密は固く守られます。

○日 時 : 令和6年4月10日(水)

午前10時～12時(受付10時～11時半)

午後1時～4時(受付1時～3時半)

○場 所 : 中城村 吉の浦会館

○問い合わせ先 : 中城村役場 福祉課

TEL 098-895-1738

※相談時間は、概ね30分以内となります。

※事前予約は行っていません。直接、当日会場へお越し下さい。

※発熱・咳・倦怠感などの体調不良がある場合は、来所についてお控えいただきますようお願いします。